

トキ野生復帰ロードマップ2030

第1 「トキ野生復帰ロードマップ2030」の位置付け

環境省は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第45条第1項の規定に基づき、「トキ保護増殖事業計画」（令和3年7月29日農林水産省、国土交通省、環境省）を作成し、関係省庁、地方公共団体、有識者、民間団体、地域住民等の関係者と連携・協力してトキ保護増殖事業の取組を進めている。

この保護増殖事業は佐渡島を拠点とした飼育下繁殖から始まったが、同島において野生復帰を進めるため、環境省は2003（平成15）年に「佐渡地域環境再生ビジョン」を関係者と協議して取りまとめ、さらにその目標を着実に達成していくための行程表として「トキ野生復帰ロードマップ」を定めた。これまで、同ロードマップに基づいて様々な取組が進められ、2008（平成20）年の初放鳥以降、目標に対する進捗を踏まえて概ね5年ごとに改定を行ってきたが、ロードマップ2025からは、佐渡島での野生下での個体数が順調に増加してきたことを踏まえ、本州等（本州及び本州に附属する島（佐渡島を除く）をいう。以下同じ。）においてもトキの受け入れに係る検討を進めることが組み込まれたものとなっている。

本資料は、2026（令和8）年度以降も引き続き関係者と連携・協力し、トキの野生復帰の取組を着実に進めていくため、トキ野生復帰検討会での2回の検討を経て、2030（令和12）年度までの行程表として作成されたものである。

第2 現状と課題

佐渡島では、2008（平成20）年9月に第1回放鳥を実施してから、毎年1～2回の放鳥を積み重ねてきた。また、野生下での繁殖も2012（平成24）年に初めて確認され、2016（平成28）年には野生下で生まれたトキ同士のペアが初めて繁殖に成功した。

「2015年頃に小佐渡東部に60羽のトキを定着させる」という目標は達成し、次に2020（令和2）年度までの行程表として「トキ野生復帰ロードマップ2020」を作成、「2020（令和2）年頃に佐渡島内に220羽のトキを定着させる」ことを目標として取組を進め、2018（平成30）年6月にその目標を達成した。

このように佐渡島でトキが安定的に生息できることが確認できたことを受け、本州等でも生息地を広げることを視野に、令和4年度に環境省が「トキと共生する里地づくり取組地域」を公募・選定して生息環境整備等の取組が進められ、2025（令和7）年度までの行程表として作成した「トキ野生復帰ロードマップ2025」には佐渡島以外の場所での野生復帰も含めた中長期的な目標を示

して、本州等においても取組を進めてきた。2026（令和8）年には石川県能登地域において本州での初放鳥を実施する予定となっている。

トキは、2018（平成30）年5月に公表した環境省レッドリスト2018までは野生絶滅（EW）とされていたが、2014（平成26）年に野生下で成熟個体が出現して以降野生絶滅（EW）の基準に該当しない状況を5年以上にわたって維持していることを踏まえ、2019（平成31）年1月に公表したレッドリスト2019において絶滅危惧IA類（CR）にカテゴリーが変更された。

2025（令和7）年12月現在、飼育下での約170羽に加えて野生下にはおよそ500羽のトキが生息しており、個体数としてはある程度安定フェーズに移行しつつある可能性がある。しかしながら、過去に著しく個体数が減少したことから遺伝的多様性が低く、環境変化や病気への集団としての耐性などを考慮すると、できる限り安定的な生息数を確保するとともに、飼育下及び野生下の遺伝的多様性を確保していく必要がある。

これまで述べてきたとおり、佐渡島における野生下のトキ個体数は順調に増加してきているが、分布域としては国仲平野及び羽茂平野とその周辺に偏っている状況である。営巣も特定の林に集中する傾向があり、巣の数は増加しているものの、密度効果によると考えられる繁殖成功率の低下等が認められている。また、生息密度が高まることで感染症への感染リスクが高まること、稲踏み等に関して地域住民との軋轢が生じることも懸念され、必要に応じて対策を検討する必要がある。また、佐渡島では人口減少と少子高齢化が著しく、トキの採餌環境となる水田、畔およびビオトープや、ねぐらや営巣地となる里山について、将来的に維持できるかが懸念されている。

また、初の放鳥を控えた本州等においても、トキ野生復帰を推進していくため、トキの生息環境の保全・再生や社会環境整備の取組をより一層進めていく必要がある。

第3 目標

1 トキの野生復帰における短期的な目標（2030（令和12）年度まで）

佐渡島においては、野生下のトキが過密にならず500羽程度の生息数が維持できており、かつ遺伝的多様性の著しい低下が見られていない。

本州等でもトキの生息環境の保全・再生及び社会環境の整備が進み、放鳥したトキが2つ以上の地域で合わせて50羽程度生息しており、かつ、そのうち1つ以上の地域では繁殖が確認されている。

2 トキの野生復帰における中期的な目標（2035（令和17）年頃まで）

佐渡島においては、野生下のトキが過密にならず、500羽程度の生息数が維持できており、かつ遺伝的多様性の著しい低下が見られていない。

本州等においては、野生下で生まれた個体を含む個体群が2つ以上形成され、本州等で合わせて100羽程度が生息している。

3 トキの野生復帰における最終的な目標

国内のトキが自然状態で安定的に存続できる状態となること。

具体的な指標として、以下の実現を目指す。

- (1) 国内の野生下での成熟個体数が 1,000 羽以上となること
- (2) 国内で複数の地域個体群が確立されること
- (3) 地域個体群の間で遺伝的な交流があること
- (4) 生息密度が過密にならないこと

※(1)の「成熟個体数 1,000 羽以上」は、生物学的に種の存続可能性が高いと考えられる個体数であり、レッドリストにおいて、種の個体数に着目したカテゴリー判定基準の一つとして採用されている数値である。成熟個体数が 250 羽以上 1,000 羽未満と推定される場合、絶滅危惧Ⅱ類 (VU) と評価される。

<https://www.env.go.jp/content/000299555.pdf>

※成熟個体数は、下記のアとイの合計とする。

ア 野生下で生存している放鳥個体のうち、野生下で繁殖に成功し、その誕生個体が繁殖齢（2歳）以上まで生存したことがある個体数

イ 野生下で誕生し、生存している個体のうち、繁殖齢（2歳）以上の個体数

※環境変化や感染症に備えるため、適切に飼育下個体群を維持する。

これらの目標を実現するため、関係省庁、新潟県、佐渡市、本州等の地方公共団体、有識者、民間団体、地域住民等と連携・協力してトキの生息環境の保全・再生及び社会環境の整備を図るとともに、環境省、新潟県及び分散飼育施設が連携・協力して、計画的かつ適切にトキの飼育、繁殖、訓練及び放鳥を実施する。

本州等においては、トキの野生復帰に取り組む地域を中心に、複数の地域個体群の形成を見据えて、トキの生息に適した環境を保全・再生するための取組や社会環境整備を進める。本州等での野生復帰にあたっては、地域での取組状況、自然・社会環境の状況やトキ野生復帰検討会での助言等を踏まえて環境省が放鳥地域や時期を決定したうえで、取組自治体が環境省と相談しながら具体的な放鳥場所や放鳥方法等を決定し、取組自治体が主体となって放鳥を実施する。

本州等でトキの野生復帰を進めることで、今後、本州等の各地へのトキの飛来が増えると予想されることから、本州等においても、トキ野生復帰に関する普及啓発を積極的に進める。

第4 ロードマップ

トキ野生復帰の 2030（令和 12）年度までの短期的な目標を達成するため、次頁の行程で取組を進める。

トキ野生復帰ロードマップ 2030

		2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	短期的目標 (2030)	中期的目標 (2035)	最終的目標
飼育・繁殖 放鳥		遺伝的多様性の確保に配慮した計画的な飼育・繁殖 棲棲、関係系統の個体増加 飼育・繁殖技術の向上 放鳥は、本州等に重点を置きつつ、佐渡島では必要に応じて実施					計画的かつ適切に飼育管理		
佐渡島	生息環境の 保全・再生	生息環境の保全・再生の取組への協力 天敵対策 生息環境への配慮要請					野生下のトキが過密に ならず、500羽程度の 生息数が維持できてお り、かつ遺伝的多様性 の著しい低下が見られ ていない	野生下のトキが過 密にならず、500羽 程度の生息数が維持 できており、かつ遺 伝的多様性の著しい 低下が見られていな い	トキが自然状態で 安定的に存続でき る状態となる ・野生下成熟個体 1,000羽以上 ・複数の地域個体 群確立 ・地域個体群間で 遺伝的交流 ・過密にならない
	普及啓発等	トキに関する普及啓発、情報発信、環境教育 佐渡観光での野生下トキの適切な活用 分散飼育施設での一般公開 地域の合意形成、情報共有等							
	モニタリング	モニタリング・結果分析・フィードバック 野生下ヒナへの足環装着 ※目標年30羽 より効率的なモニタリング手法の検討							
本州等	生息環境の 保全・再生	取組対象となりうる生息適地等についての情報収集 生息環境の保全・再生の取組 地方公共団体間の連携・交流など社会環境整備					生息環境の保全・再生 及び社会環境の整備が 進み、放鳥したトキが 2つ以上の地域で合わ せて50羽程度生息し ており、かつ、その うち1つ以上の地域 では繁殖が確認され ている	野生下で生まれた 個体を含む個体群 が2つ以上形成され 、合わせて100羽 程度が生息してい る	トキが自然状態で 安定的に存続でき る状態となる ・野生下成熟個体 1,000羽以上 ・複数の地域個体 群確立 ・地域個体群間で 遺伝的交流 ・過密にならない
	普及啓発等	トキに関する積極的な情報発信 分散飼育施設での一般公開 トキとの共生に向けたルール作成など、社会環境整備への協力							
	モニタリング	モニタリング体制検討・構築	モニタリング体制運用 野生下で生まれたトキヒナへの足環装着						
取組状況の整理・公表 及び次期計画策定		取組状況の整理・公表				次期計画 策定			

第5 取組の内容

1 飼育・繁殖・放鳥

(1) 基本方針

- 飼育個体群を適切に維持するため、佐渡トキ保護センター及び分散飼育施設において、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ計画的に繁殖を進める。
- 飼育・繁殖を通じて得られたトキの生理、生態、疾病、遺伝子、血統管理等に関する情報を佐渡トキ保護センターと分散飼育地などで共有することで、飼育・繁殖技術の向上を図る。
- 野生下のトキが自然状態で自立して生存できるよう、放鳥個体の選定にあたって、健康状態及び血縁関係に留意する。また、放鳥前には順化訓練を行う。
- 放鳥は、地域住民の十分な理解を得て行う。

(2) 計画的な飼育・繁殖

トキは過去に著しく個体数が減少した種であり、我が国の飼育下及び野生下のトキは中華人民共和国から提供されたわずか7羽のファウンダー（友友、洋洋、美美、華陽、溢水、楼楼及び関関）の子孫であることから、環境変化や病気に対して集団としての耐性が低い可能性がある。これらのリスクに対応するため、できる限り長期にわたって飼育下のトキの遺伝的多様性の確保を図るとともに、地理的に離れた複数の飼育地で分散飼育を行う。

佐渡トキ保護センター及び分散飼育施設が連携・協力してトキの飼育・繁殖を行い、繁殖個体及び放鳥個体を安定的かつ計画的に育成するとともに、飼育・繁殖技術の向上を図る。佐渡トキ保護センターは、分散飼育施設も含めた飼育下個体群全体の管理に係る調整の役割を担う。トキの飼育にあたっては、天敵対策、脱走対策及び感染症対策を徹底し、トキの安全を確保する。

佐渡トキ保護センター及び分散飼育施設で飼育可能なトキの数は合計220羽程度である。遺伝的多様性を確保しつつ必要な放鳥候補個体を確保できるよう計画的な繁殖を行うとともに、放鳥に適さない個体については分散飼育施設における一般公開に供するなど、飼育羽数の管理についても検討を進める。まだ子孫の数が少ない楼楼と関関については、優先的にペアを組んで繁殖させるとともに、生まれた子も繁殖候補個体とすることで楼楼と関関の遺伝子を持つ放鳥候補個体数増加を目指す。友友・洋洋・美美的系統については、遺伝的寄与率は十分に高いと推測できるため、放鳥個体の育成のためのペア形成には、できるだけその3個体以外の系統を祖先に持つ個体を優先する。

繁殖方法について、巣立ちまで人が育てる「人工育雛」で生まれた個体と比較すると、親の元で巣立ちさせる「自然育雛」個体の方が野生下で高い生存率や繁殖成功率を示すことが判明していることから、可能な限り自然育雛を基本とする。

繁殖や放鳥を行う予定のない終生飼養個体は、トキの保護に係る普及啓発のため、分散飼育施設等における一般公開等に積極的に活用することを検討する。

トキを飼育する施設は、適切に維持管理し、計画的に修繕・再整備等を行う。特に佐渡トキ保護センター及び野生復帰ステーションは老朽化が確認されている状況にあるが、今後もトキ野生復帰事業に必要不可欠な施設であることから、2025（令和7）年に策定する中期保全計画に基づき、計画的に再整備を進めていく。なお、工事を行う場合は、できる限りトキへの影響を軽減するよう、工事方法、工程、工事時期等を十分に検討する。

(3) 生理、生態、遺伝子等に関する情報共有

各飼育施設における飼育繁殖方法、繁殖行動、有精卵率、巣立ち率、餌の違いによる健康や繁殖への影響、疾病等に係る情報等、飼育・繁殖で得られた情報を佐渡トキ保護センターと分散飼育施設が共有することによって、全体的な飼育・繁殖技術の向上を図る。また、ゲノム解析等によりトキの遺伝情報も収集するとともに、組織、生殖細胞及びDNAについても、必要に応じて保存する。

また、国外での飼育繁殖や野生復帰等の取組についても可能な範囲で情報収集を行い、国内でのトキ保護増殖事業の参考とする。

(4) 訓練、放鳥

ア 順化訓練

健康状態、年齢、性別等を勘案して放鳥候補個体を選定し、野生復帰ステーションの順化ケージにおいて飛翔、採餌、群れ形成及び人間活動への慣れについて3か月程度の順化訓練を行う。なお当面は、本州等で放鳥する個体の順化訓練も野生復帰ステーションの順化ケージで実施する。

イ 放鳥

本州等での定着に向けて、当面本州等での放鳥に重点を置く。佐渡においても、生息状況を踏まえつつ、必要な場合は島内での分散を図る放鳥を行う。本州等での放鳥は、別途定めた放鳥方針に従って実施していくが、放鳥個体の動向も踏まえて順応的に検討していく。

2 生息環境の保全・再生

(1) 基本方針

○トキが自然状態で安定して存続するためには、トキの餌生物の生息場所となる水田等や、ねぐら・営巣環境であるアカマツ、クロマツ、コナラ、スギ等の大木等を含めた、生態系ネットワーク全体を良好な状態に保つことが必要である。佐渡島においては、引き続き地域住民の十分な理解を得つつ、トキ及び餌生物の生息環境の保全・再

生を進める。

- 本州等においては、主に取組地域が主体となり、取組対象となりうる生息適地等についての情報収集を行うとともに、地域個体群の形成に向けて、トキが生息していくことができる良好な環境を保全・再生するための取組を進め、土地利用や事業活動の実施に際してはトキの生息に必要な環境を維持するための配慮を求める。

(2) 採餌環境、営巣環境等の保全・再生に関する取組

ア 佐渡島での取組

野生下でトキが生息していくためには、水田、湿地、社寺林・屋敷林、森林といった、トキの餌場やねぐら、営巣林等の連続した良好な環境が必要であることから、関係省庁、地方公共団体、有識者、関係民間団体、地域住民等、地域の多様な主体と連携・協力し、生息環境の保全・再生の取組を進める。現在、佐渡島における野生下のトキは、個体数が増加し、生息域が拡大していることから、それらの取組は佐渡島全域を対象とする。

トキの生息環境の保全・再生については、新潟県によるトキ保護募金を用いた活動支援、採餌環境整備への幅広い主体の参加促進等の取組や、佐渡市によるトキビオトープ整備支援、生きものを育む農法支援等の取組と連携・協力して進める。

(ア) 採餌環境の保全・再生

佐渡島において、餌生物の生息環境の保全・再生のために進められている「生きものを育む農法」による水田耕作、ビオトープ整備等の取組の継続について、佐渡市、地域住民、民間団体等の協力を求める。

(イ) 営巣環境等の保全・再生

佐渡島において、林野庁、新潟県、佐渡市、関係民間団体、地域住民等が実施する社寺林や屋敷林を含む営巣木、ねぐら林等を適切に保全していくための適切な維持管理について協力する。

イ 本州等での取組

将来的な複数の地域個体群の形成に向けて、取組地域におけるトキ生息適地を保全・再生するための取組や社会環境整備の促進を図る。

本州等でのトキの生息に適した環境の拡大にあたって、佐渡島での知見を活かすため、地方公共団体間の連携・交流、佐渡での取組視察の受入れ、佐渡市民による技術指導等も検討する。河川、湖沼（潟）、水田等の水辺環境や営巣木、ねぐら林等が連続した良好な環境の保全・再生に関して、国、地方公共団体などで構成された「トキと共生する里地づくりネットワーク協議会」の開催等を通じて、引き続き各主体の取組についての情報共有を促進する。

取組地域においては、放鳥後も継続して、関係機関と連携して採餌環境や営巣環境といったトキの生息環境の保全・再生の取組を主導していくことが期待される。

(3) 土地利用、事業活動における生息環境への配慮の要請

土地利用や事業活動の実施によるトキへの影響を軽減するため、生物多様性やトキの生息環境保全に係る普及啓発に努めるとともに、個別事案について環境省に相談があった場合は、必要な情報提供を行うほか、トキの生息環境を保全するための合理的な配慮を求める。

3 普及啓発等

(1) 基本方針

- 佐渡島においては、引き続きトキとの共生を進めるため、多様な主体の理解と協力を得られるよう、トキの保護の必要性及び野生復帰の取組の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に行う。また、本州等においても、普及啓発を進めるとともに、トキの受入れに意欲的な地域において、トキが生息していけるように社会環境整備の取組に協力する。
- 関係地域においてトキの保護についての理解を深めるための取組を行うなど、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。
- トキは我が国における自然保護の象徴的な種の一つであり、国内外への普及啓発にあたっては、トキの保護の経緯や野生復帰を行うことの意義、農家をはじめとする地域住民が生息環境の保全・再生に携わっていることや、それらの関係者の貢献についても発信するよう留意する。
- トキは、日本以外では中華人民共和国及び大韓民国にのみ生息しているが、いずれも絶滅寸前の状況から積極的な飼育繁殖と野生復帰により生息数が回復しており、これら両国との情報共有を図る。

(2) 普及啓発、情報発信等

ア 観光を通じた普及啓発

佐渡島においては、野生下のトキに大きな影響を及ぼすことなく適切に観察できる「トキのテラス」及び「トキのみかた停留所」が整備されており、新潟県、佐渡市、関係民間団体、地域住民等と協力して適切な利用を進める。

佐渡市が認定するトキガイド等の関係民間団体にトキ関連施設の活用を促し、トキ関連施設を活用した普及啓発を進めるとともに、トキ野生復帰や佐渡の生物多様性に関する親子・家族向けの体験型商品の造成を進める佐渡市及び民間団体の取組に協力する。

野生下のトキを活用した野生生物観光の推進に協力する。

佐渡トキ保護センター野生復帰ステーションの一般公開を行い、広く野生復帰の取組を周知する。

イ 「トキとの共生ルール」「トキのみかた」等の普及啓発

佐渡市、人・トキの共生の島づくり協議会等がトキと共生していくために作成した「トキとの共生ルール」や、その内容を、トキの観察の観点から分かりやすく整理した「トキのみかた」などのパンフレットを利用しながら、引き続き普及啓発を進める。

ウ 環境教育活動等への協力

トキを活用した環境教育、トキに関する社会教育活動等について、講師依頼等があった場合は、積極的に協力し、トキ野生復帰の普及啓発を進める。

また、佐渡トキ保護センター及び野生復帰ステーションは原則非公開の施設であるが、教育目的の見学等については受け入れるなど、環境教育活動等への協力を通じてトキ野生復帰の普及啓発を進める。

エ 情報発信

トキの野生復帰の推進には取組の理解者や応援してくれる方を増やし、生息環境整備活動への参加・支援等の拡大を図ることが重要である。特に多くのトキが定着・繁殖する佐渡島では住民の理解を得ること、本州等ではトキの受入れに向けた生息環境の保全・再生や社会環境整備の取組への理解を広げることが重要であるため、トキの野生復帰に関する情報を積極的に発信していく。

具体的には、佐渡自然保護官事務所公式 SNS やウェブサイト、定期的に刊行する「トキかわら版」などを通じた情報発信を積極的に進める。

オ 分散飼育施設での一般公開による普及啓発

現在、分散飼育施設であるいしかわ動物園、長岡市トキ分散飼育センター、出雲市トキ分散飼育センター及び佐渡市トキふれあいプラザにおいて、「分散飼育施設におけるトキの一般公開にあたっての諸条件及び手続について」（平成 26 年 8 月 28 日付け環自野発第 1408281 号自然環境局長通知）に基づくトキの一般公開が実施されており、令和 8 年度中を目途に、多摩動物公園においても終生飼養個体を活用した一般公開を実施予定としている。これらの分散飼育施設等で適切に一般公開していくことにより、本州においてもトキ野生復帰の普及啓発を進める。

また、トキ保護に係る普及啓発を目的に、繁殖や放鳥を行う予定のない終生飼養個体を分散飼育施設等からさらに展開して一般公開等に積極的に活用することについて、関係機関等の意見を聞きながら検討する。

カ 本州等での取組に対する支援

本州等での取組地域等に協力するため、佐渡における地方公共団体間の連携・交流、視察・研修の受入れ、人材派遣等を積極的に進める。また、本州等での普及啓発の取組に対して、「トキのみかた」など佐渡島での取組内容を共有するなど、協力する。

(3) トキに関する地域の合意形成・情報共有等

佐渡島では、人・トキの共生の島づくり協議会において、トキに関する地域の合意形成、対策の検討、情報共有等を図るとともに、協議会構成員と連携・協力して、人とトキが共生する社会の実現に向けた取組を進める。

4 モニタリング

(1) 基本方針

- 野生下のトキの行動、繁殖状況、生息環境等を継続的に調査するとともに、調査結果を各種取組に反映させ、野生復帰技術の向上を図る。
- 野生下における生存率把握や個体数推定、地域個体群間の遺伝的交流の確認等を目的に、野生下で生まれたトキのヒナへの足環装着に努める。
- 生息数の増加や生息範囲の拡大に合わせ、効率的なモニタリング方法について検討する。

(2) トキの行動、生息環境等のモニタリング

ア 佐渡島

野生下のトキの行動、繁殖状況、生息環境等について、新潟大学、鳥獣保護区管理員、ボランティア等の協力を得て、引き続きモニタリングを継続する。

モニタリングは、個体群動態、分布、生存率、繁殖期における巣立ち率等の把握に重点を置いて実施する。

繁殖の失敗が確認された場合や野生下のトキの死傷が確認された場合は、現場確認等を行い、原因の把握に努める。

また、島内全域に生息地が広がりつつある現状に対応できるよう、より効率的なモニタリング体制を検討する。

イ 本州等

本州等で放鳥したトキのモニタリングについては、基本的に放鳥を行った地方公共団体が主体となり、各地域の大学等の研究機関や、周辺自治体、地元 NPO 等で構築されるモニタリング体制により実施するものとする。このことについて、放鳥を行う取組地域はあらかじめ「放鳥したトキのモニタリング計画」を作成し、トキ野生復帰検討会に諮り、了承を得ることとする。

本州での放鳥後は、当該地域でのモニタリング計画に基づき、モニタリングを実施する。

(3) 野生下のトキのヒナへの足環装着及び DNA 解析

ア 佐渡島

野生下で生まれたトキの生存率把握、野生下のトキ個体数の推定等を目的とし

て、毎年 30 羽程度を目標に、野生下で生まれたトキのヒナへの足環装着に努める。足環装着は、できる限りトキの繁殖に影響を及ぼさないように配慮して実施する。

また、当該作業時にヒナから数本の羽毛を採取し、そこから得られる血液を用いて、個体の性別判定及び野生個体群の遺伝的多様性把握のための DNA 解析を行う。

イ 本州等

野生下で生まれたトキの生存率把握、野生下のトキの個体数推定、地域個体群間の遺伝的交流の確認等のため、放鳥を行った地方公共団体は野生下で生まれたトキのヒナへの足環装着に努める。足環装着は、できる限りトキの繁殖に影響を及ぼさないように配慮して実施する。

また、足環装着を行う場合には、当該作業時にヒナから数本の羽毛を採取する。環境省は、そこから得られる血液を用いて、個体の性別判定及び野生個体群の遺伝的多様性把握のための DNA 解析を行う。

(4) 本州等におけるトキ情報収集体制

本州等におけるトキの野生復帰を効果的に進めていくにあたり、日頃モニタリングを実施するチームの目が届かない広い範囲からも情報を収集できるよう、放鳥を行った地方公共団体においては、トキ目撃情報を収集する窓口を設置するなどして、積極的にトキ情報の収集を行う。また、環境省でも佐渡島で活用しているトキ目撃情報フォームにより情報収集を行う。

(5) モニタリング結果等の分析・フィードバック

モニタリングで得られたデータを分析し、野生下のトキの個体数推定、生存率の推移、密度効果による影響、トキの遺伝的多様性等の把握を図る。また、専門家の協力を求め、佐渡島内におけるトキの環境収容力の推定を図る。

追跡機器から得られる分布等の情報や、地域で実施されたモニタリングにより得られたデータ、また、(4) に示す一般市民から寄せられた分布情報は、取組地域と環境省で共有し、環境省は佐渡島及び国内での複数個所の個体群のデータを取りまとめて国内でのトキの生息状況を把握するとともに、それらの結果を生息環境の保全・再生、順化訓練、放鳥場所の選定等に反映させ、野生復帰技術の向上を図る。

第 6 次期計画策定

トキ野生復帰ロードマップ 2030 の取組結果として、飼育下及び野生下のトキの状況や、生息環境の保全・再生状況、社会環境の整備状況等を取りまとめ、評価を行う。

その結果を踏まえ、2031（令和 13）年度以降の目標や取組方針を取りまとめたトキ野生復帰ロードマップ 2035（仮称）を、トキ野生復帰検討会での検討を経て、2030（令和 12）年度中に策定する。

なお、今期計画期間中であっても、取組の著しい進捗や考慮すべき状況の変化等が認められた場合は、必要に応じ、トキ野生復帰検討会で検討し、計画の見直し等を行う。